

令和2年度4月新入生の入学料免除・徴収猶予、授業料免除について

高等教育の修学支援新制度

はじめに

秋田大学は令和2年4月より開始される高等教育の修学支援新制度の対象校となりました。高等教育の修学支援新制度は日本学生支援機構の給付奨学金と入学料免除、授業料免除が一体となったものです。採用には家計基準と学力基準による審査があり、採用された場合は家計基準に基づいて以下の3区分に分けられます。

世帯年収		低	高
第Ⅰ区分	給付奨学金 満額支給		対象外
	入学料 全額免除	給付奨学金 3分の2支給	
	授業料 全額免除	入学料 3分の2免除	
第Ⅱ区分		給付奨学金 3分の1支給	
		入学料 3分の1免除	
第Ⅲ区分		授業料 3分の1免除	

(1) 対象者

基本的には日本学生支援機構の給付奨学金に採用された方が対象となります。大学院生や留学生は日本学生支援機構の給付奨学金の対象外ですので、「令和2年度4月新入生の入学料免除・徴収猶予、授業料免除について

(大学院生・留学生用)」をご覧ください。

i) 給付奨学金の予約採用をされた方

すでに予約採用をされた方は12月頃に予約採用候補者が決定します。予約採用候補者の方は入学後の令和2年4月に進学届を提出することで採用が決定します。予約採用候補者の方は必ず4月に進学届を提出してください。

ii) 給付奨学金の予約採用をされていない方

予約採用をされていない方は入学後の令和2年4月に在学採用を行います。採用は7月頃に決定しますが、4月にさかのぼって採用されます。

※予約採用の方も在学採用の方も、採用の結果が出るまでは入学料・授業料の徴収が猶予されます。申し込む方は入学料・授業料を支払わずに入学料免除、授業料免除の手続きを行ってください。

(2) 採用の要件について

日本学生支援機構の給付奨学金の採用には国籍・在留資格に関する要件、大学等に進学するまでの期間等に関する要件、所得要件、資産要件、学業成績・学習意欲に関する要件をすべて満たす必要があります。予約採用されていない方はご確認ください。

i) 国籍・在留資格に関する要件

下記の①～④のいずれかに該当すること

- ①日本国籍を有する者
- ②日本国路の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者。
- ③出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格を持って本邦に在留する者。
- ④出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者。

ii) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

下記の①～③のいずれかに該当すること。ただし過去に本制度による支援の対象者として認定を受けたことがある者（転学・編入学する者は除く）や認定取り消しを受けたことがある者は、対象にはなりません。

- ①高等学校等を始めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ②高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年経過後も毎年度認定試験を受験していたものを含む）であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者。
- ③「個別の入学資格審査」を経て大学等へ入学を認められたものについては、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学に入学した者。

iii) 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象です。日本学生支援機構のホームページの進学資金シミュレーターを使用することでおおよその金額が確認できます。下記 URL、もしくは「JASSO 進学資金シミュレーター」で検索してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

iv) 資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等（土地等の不動産は含まない）の資産の合計額が基準額（生計維持者が1人の場合は1,250万円、2人の場合は2,000万円）未満であること。

v) 学業成績・学習意欲に関する要件

次の①～④のいずれかに該当すること。

- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③高卒認定試験の合格者であること
- ④学修計画書を提出し学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(3) 給付奨学金受給中の手続き等

i) 所得要件の確認

日本学生支援機構が、マイナンバーを使用して毎年夏頃に給付奨学生の所得状況を確認します。その上で10月からの支援区分を見直し、いずれの区分にも該当しない場合は、1年間給付奨学金が停止します。

ii) 資産要件の確認

日本学生支援機構が毎年春頃に給付奨学生に資産に関する申告を求め、基準に該当しない場合は、当年度の10月から1年間給付奨学金が停止します。

iii) 学業成績・学習意欲の確認

本学が年度末ごとに給付奨学生の学業成績・学習意欲の確認を行い、「廃止要件」のいずれかに該当する場合は給付奨学金が打ち切られます。また「警告要件」に該当する場合、給付奨学金は継続されますが、学業成績の向上に努力するよう促す予定です。

(4) 廃止・停止について

下記の要件に該当する場合は給付奨学金が廃止・停止されます。

i) 下記①～④のいずれか該当する場合は廃止となります。また、学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは返還を求められます。

①修業年限で卒業できないことが確定した場合（ただし休学期間は年数に含まない）

②修得単位数が標準単位数の5割以下である場合

③学習意欲が著しく低い状態があると大学が判定した場合

④下記の警告要件に連続して該当する場合

- ・修得単位数が標準単位数の6割以下であること（ただし留年した場合は廃止要件が優先されるため、警告ではなく廃止となります）
- ・1年間のGPAが所属学科・課程内において下位4分の1に属すること
- ・学習意欲が低い状態があると大学が判定した場合

ii) 下記のいずれかに該当した場合は支援の廃止および返還が求められます。

- ・偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合。
- ・退学、または3ヶ月以上の停学を受けた場合。

iii) 下記のいずれかにの場合は支援が停止されます。また、停止期間分の授業料の減免額は月単位で処理される予定です。

- ・休学が認められた場合、その間の支援を停止されます。復学時に申請することによって再開されます。
- ・3ヶ月未満の停学および訓告を受けた場合、支援が停止されます。停学は停学期間、訓告は1ヶ月間の停止となり、停止期間経過後に申し出ることによって再開されます。
- ・支援の継続手続きを行わなかった場合は停止されます。

手続きについて

【高等教育の修学支援新制度へ申し込み済み、または申し込み予定の方】

◆予約採用候補者

日本学生支援機構から送付されている「採用候補者決定通知」の写しを添付の上、「入学料・授業料等減免申請書」を下記の提出期間内にご提出ください。「入学料・授業料等減免申請書」は、ダウンロードの上、ご活用ください。

◆入学後申し込み予定の方（在学採用）

「入学料・授業料等減免申請書」を下記の提出期間内にご提出ください。「入学料・授業料等減免申請書」は、ダウンロードの上、ご活用ください。

なお、その後に必要な日本学生支援機構への申し込みについては、a・net(*)及び学生支援総合センターの掲示板にてお知らせします。入学後に確認してください。

(*)a・netとは、秋田大学在学生用のポータルサイトのことです。<https://anet.akita-u.ac.jp/portal/top.do> でトップページの閲覧ができます。

【入学料の徴収猶予のみ希望する方について】

上記、高等教育の修学支援新制度によらず、入学料の徴収猶予のみ希望する方は「入学料徴収猶予希望届」を下記の提出期間内にご提出ください。「入学料徴収猶予希望届」は、ダウンロードの上、ご活用ください。

なお、入学後に必要な手続きがございます。入学後に a・net(*)にてお知らせしますのでご確認ください。

提出期間（入学手続き期間前です。ご注意ください。）

入試区分	提出期間
推薦入試合格者	令和2年2月13日(木)・2月14日(金)
前期日程試験合格者	令和2年3月10日(火)・3月11日(水)
後期日程試験合格者	令和2年3月24日(火)・3月25日(水)

※提出期間必着です。

提出先

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号 秋田大学学生支援・就職課

※なお、学生支援・就職課窓口において直接提出することもできます。

★申請結果の発表について

申請結果の発表は、2020年7月下旬（予定）に学内掲示、及び a・net(*)の個人宛てポータルサイトでお知らせします。結果が発表されるまでの間、入学料および授業料を納付しないでください。